

鳥取県告示第 142 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間 平成 19 年 1 月 11 日から同年 3 月 30 日まで
- 3 作業地域 米子市（山陰道米子バイパス）及び東伯郡湯梨浜町（山陰道青谷羽合道路）